

交通ルールを
守って安全・安心

自転車安全利用五則を守りましょう

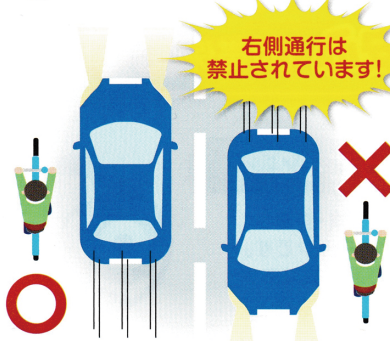
① 自転車は、車道が原則、歩道は例外



道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところでは車道通行が原則です。

罰則 3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

② 車道は左側を通行



自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。

罰則 3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道では、すぐに停止できる速度で車道寄りを徐行し、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

罰則 2万円以下の罰金又は
料料

④ 安全ルールを守る

● 並進禁止



※「並進可」標識のある場所以外は禁止

罰則 2万円以下の罰金
又は料料

● 交差点での一時停止と安全確認



一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行して安全確認をしなければなりません。

罰則 3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

● 信号遵守



罰則 3ヶ月以下の懲役又は
5万円以下の罰金

● 夜間はライトを点灯



夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつけなければなりません。

罰則 5万円以下の罰金

● 飲酒運転禁止



※酒に酔った状態で運転した場合

罰則 5年以下の懲役又は
100万円以下の罰金

● 二人乗り禁止



罰則 2万円以下の罰金
又は料料等

⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児（13歳未満の者）の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



どんな運転もルール違反です!

ヘッドホン等を使用して大音量で音楽を聞きながらの運転



自転車運転中の携帯電話使用等

傘さし運転



これらの行為は事故のもとです。非常に危険なのでやめましょう。

罰則 5万円以下の罰金